

山口市指定文化財保存助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条において規定される有形文化財のうち、国、県、市指定の文化財の保存助成のために行う山口市指定文化財保存助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口市文化財保護事業補助金交付規則（平成17年山口市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、当該文化財の所有者、管理団体、保持者又は保持団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間において実施する事業のうち、次の各号に定める事業とする。

(1) 国、県指定文化財

国又は県により補助金決定を受けた事業とする。

(2) 市指定文化財については、次に掲げる事業とする。

(ア) 防災設備保守点検等

指定文化財である建物等に設置した自動火災報知機設備、消火設備、避雷設備等の設備及びこれらに準ずる防災関係機器の保守点検

(イ) 差し茅、防蟻防虫、小修理等

指定文化財である建物等の維持管理のための差し茅、防蟻防虫又は小修理等事業

(ウ) 名勝等庭園の荒廃防止

名勝に指定された庭園で荒廃等の危険にさらされている庭園の適正な環境を維持するための除草、剪定又は整姿等事業並びに指定文化財である民家の屋根構え等の適正な環境を維持するために行う除草、剪定等整備事業

(エ) 燻蒸・殺虫

指定文化財である美術工芸品の保存維持のために行う燻蒸・殺虫事業

(オ) 修理

指定文化財である建物等の保存又は維持に必要な修理事業

(カ) 災害復旧

指定文化財の災害復旧事業

(キ) その他市長が特に定めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次の各号に定めるところによる。

(1) 国、県指定文化財においては、前条に掲げる事業の経費とする。

(2) 市指定文化財においては、前条第2号に掲げる事業に必要な経費とし、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費及び視察研修に係る旅費のほか、市長が不適切と認めた経費を除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 国指定文化財の補助事業については、補助対象事業の額から国庫補助の額及び県費補助の額を差引いた額の2分の1以内の額とする。
 - (2) 県指定文化財の補助事業については、県費補助の額の2分の1以内の額とする。
 - (3) 市指定文化財については、補助対象事業の額の2分の1以内の額とする。
- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、補助金の額が10万円未満となった場合は、百円未満の端数を切り捨てるものとする。
- 3 第1項第1号から第3号までの規定によりがたい特別な理由のある場合は、市長が別に定めることができる。

(補助対象事業の変更)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後に補助対象事業の変更をしようとするときは、規則第2条に掲げる書類を速やかに市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の場合において、補助金の交付決定額を変更する必要があると認めるときは、速やかに書面により通知するものとする。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、規則第5条による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を書面で補助事業者に通知する。

(交付の請求)

第8条 補助事業者は、補助金を請求するときは、前条の規定による補助金の額の確定後、当該年度末までに請求書を市長に提出しなければならない。ただし、規則第6条の規定により請求するときは、補助金の額の確定前に請求書を市長に提出できるものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

年度 収支予算書

（収入の部）

項 目	予算金額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

（支出の部）

項 目	予算金額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

年度 収支精算書

(収入の部)

項 目	予算金額	精算金額	摘 要
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
計	円	円	

(支出の部)

項 目	予算金額	精算金額	摘 要
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
計	円	円	